

## 優良A型事業所認定制度要綱

### (1) 優良A型事業所認定制度について

#### ① 目的

就労継続支援A型事業所の使命は、利用している障害者がいきいきと働き成長を続けることができ、充実した生活の基盤を構築できるサービスを提供することである。さらに、全Aネットでは、A型事業に携わる事業所がA型事業の趣旨をふまえて事業制度を健全に運用し、障害者に適正な仕事と十分な賃金を支払うことができる経営能力を有していることが重要であるとする。このような観点から、A型事業所としての質を保障できる一定の基準を設定し、その基準を満たした事業所を認定する制度を構築し、A型事業所のボトムアップを図り、A型事業所の自発的な改善を促すことを目的とする。

#### ② 応募・申請方式

##### i. 申請方法

全Aネットホームページよりダウンロードし、認定審査申請書（別紙1）と事業所認定調査票Excelファイル（別紙2）の各項目を記入しメールにて申請する。なお、申請時には、「就労継続支援A型事業所におけるスコア表」（全体、実績Ⅰ～Ⅳ及び地域活動実施状況報告書）を必ず添付すること。なお、事業所認定調査票の説明（別紙3）に調査票に記入時の注意事項を示す。

##### ii. 評価基準の設定

評価基準を審査委員会において精査する。

##### iii. 選定過程

###### ア. 書類審査

書類審査では、5つの評価分野16項目＜健全な事業運営（就労事業収支）、良質な就労の場づくり（賃金水準、労働時間・日数、能力開発・能力向上の取り組み）、事業運営の重点（支援力向上、支援困難者の受入れ等）、労働環境（多様な働き方、社会・労働保険、最低賃金等）、地域社会との関わり（地域共生、情報開示等）＞に関する数値基準・取り組み基準のクリア状況より認定者にふさわしいか否かを審査する。

###### イ. 実地調査

事業所の実地調査を実施する。なお審査員派遣の交通費等を一部徴収することができる。実地調査では、主に理念の具現化、事業の進化、障害者の自立・成長、人権意識・虐待防止等について確認を行う。また、Zoomによるオンライン調査でも代替可能とする。

##### iv. 審査委員会による適格性審査および合否の判定

委員による法人または事業所の運営水準の適格性や各種取り組み内容等を総合的に審査し、合否を決定する。

##### v. 認定者の特典

###### ア. 認定証の交付

イ. 全Aネットホームページでの情報発信（事業所・取り組み内容の紹介・講評）

##### vi. 認定の継続

- ア. 認定の有効期間は3年
- イ. 認定継続を希望する事業所は更新審査を受ける。

(2) 審査委員会について

- ア. 構成員：5～6名
- イ. 内訳：有識者・就労支援関連団体・全Aネット役員等から選任
- ※ 事務局は全Aネットが務める。

(3) 調査について

① 書類審査

書類審査は、別紙2事業所認定調査票（Excel ファイル）の事業所のデータに基づいて行う。調査票（Excel ファイル）の記入にあたっては、シートの回答例および別紙3を参照のこと。

② 実地調査

i. 調査項目

- a. 理念の具現化：理念を実現する具体的な方策をとっているか
- b. 事業活動の進化：職場環境の改善、生産性の向上や社会変化への対応等、事業活動の改善・進化を続けているか。今後他の事業所のモデルとなるような新しい事業に取り組んでいるか。
- c. 障害者の自立・成長：障害者の成長や自立を促進しているか。
- d. 人権意識・虐待防止：利用者の権利を擁護しているか
- e. 継続性・安定性：過去10年間、就労支援事業に取り組んできた
- f. その他：その他特に評価すべき点(例:仕事の無い事業所に仕事を提供しているなど)

ii. 実地調査採点基準

- 非常に優れている 5点
- 優れている 4点
- 進めている 3点
- 努力が認められる 2点
- 意識は認められるが実施されていない 1点
- 評価できない 0点

制定：2019年12月

改訂：2021年12月